破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第９９号
釧路市芦野２丁目１番18号　シャルムＳＯＩ２　103号室
債務者　小島　　賢
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４６号
茨城県水戸市河和田３丁目2545番地の３　フジハウス101号
債務者　小田部ふみ子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２３１号
群馬県前橋市二之宮町579番地１
債務者　田中　颯太
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第７４１号
さいたま市岩槻区大字小溝112番地９　安齊方
債務者　荒井　敏昭
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０３４号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田４丁目８番２号　ナデシコⅠ　202号、住民票上の住所さいたま市見沼区大字蓮沼1574番地13
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１９２号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇2193番地４
債務者　中田　隆汰
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３３号
埼玉県新座市野寺二丁目３番27号、旧住所埼玉県朝霞市宮戸１丁目５―74　クレイノエカヒ106号室
債務者　小野　駆流
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４６号
さいたま市西区大字植田谷本327番地１　サンビレッジ101
債務者　青田　良夫
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２３０号
埼玉県越谷市宮本町５丁目231番地１　グレースＴＭ201
債務者　木村　善忠
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
相模原市南区南台５丁目４番25号　ベルトピア相模原307
債務者　今村　博樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３０８号
相模原市中央区上溝2165番地５　アルコープ壱番館201
債務者　枝吉　直樹
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２２号
京都府舞鶴市字福来1085番地―101号
債務者　梅垣　義久
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和７年（フ）第６３０号
大阪府松原市三宅中１丁目15番８号
債務者　田中　　昇
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
堺市南区桃山台３丁４番２号　希望苑はなゆら桃山台、申立時の住民票上の住所堺市中区上之674番地37
債務者　岡本　　博
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５００号
堺市西区浜寺石津町中２丁５番19号　浜寺文化102号、前住所堺市西区浜寺石津町中１丁８番30号　ルミナスコートＢ棟101号
債務者　一原　英二
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９６号
大阪市住吉区我孫子東１丁目７番２―201号、申立時の住所大阪府松原市北新町４丁目11番23―511号
債務者　カラオケスナックエンジェルこと　池本　友子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係